

平成28年度4月期 工事契約制度の見直しについて

1 最低制限価格率（失格基準価格率）算定基準の見直しについて

1 見直しの内容

(1) 現 行

$$\frac{\text{直接工事費} \times 9.5/10 + \text{共通仮設費} \times 9/10 + \text{現場管理費} \times 8/10 + \text{一般管理費} \times 5.5/10}{\text{工事価格}}$$



(2) 見直し後

$$\frac{\text{直接工事費} \times 9.5/10 + \text{共通仮設費} \times 9/10 + \text{現場管理費} \times 9/10 + \text{一般管理費} \times 5.5/10}{\text{工事価格}}$$

2 適用の時期

平成28年4月1日以降公表分に適用

2 主観点数による制限を用いる入札参加条件の設定について（試行継続）

本市では、企業の社会性を、より決定数値に反映させた入札参加資格者名簿を編成したことに
かんがみ、技術的要素は基より、「企業の社会性」の評価を申し出る企業の更なる増加を図るた
め、平成26年4月1日から、主観点数について案件ごとに指定する点数を受けていることを入
札参加資格として設定しており、平成28年度についても、引き続き実施します。

【平成28年4月1日以降公表分に適用】

【適用業種の条件】

- (1) 入札方式別、工事種別ごとに見て、当該年度の発注予定件数が5件を超えており、かつ、前年度の当該工事種別における平均応札者数が5者以上であったこと。
- (2) 決定数値の算定に係る主観的事項について、次のいずれにも該当すること。
 - ・主観的事項の配点の合計に占める当該工事種別に登載された市内企業の当該年度の主観点数の平均値の割合が0.4未滿であること。
 - ・主観的事項のうち、「環境対策」「災害時の活動」「安全対策」「障がい者雇用」「次世代育成支援」「人権啓発の取組」における配点の合計に占める当該工事種別に登載された市内企業のこれらの事項に係る当該年度の主観点数の平均値の割合が0.4未滿であること。

留意事項

- ア 主観点数設定案件と未設定案件の間においては、重複落札禁止の対象外とします。ただし、主観点数設定案件相互間においては、案件に応じ、重複落札を禁止する場合があります。
- イ 総合評価落札方式（I型）には適用しません。

3 平成28年度の公募型指名競争入札における重複落札禁止の適用業種について

近年、発注件数が、総じて減少傾向にあることを踏まえ、受注機会の均等を更に図る観点から、公募型指名競争入札における同日公表・同日開札の案件についても、その応札状況等を勘案し、平成25年度から『重複落札禁止（重複応募は可）』の受注制限を試行導入しています。

平成28年度の該当業種は、直近1年間における1件当たりの平均指名業者数が10者を超えている次の業種に適用します。

【平成28年4月1日以降公表分に適用】

H28適用業種
ほ装工事、造園工事

※ ただし、上記業種であっても、発注時点における応札見込（可能）企業の手持工事件数の状況等を踏まえ、適切な競争性が確保できないと認められる場合は、「重複落札禁止」の受注制限は行わないものとします。